

00758

毎週火・金曜日発行（但休日）に当るときは翌日
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

規 則

地方事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年九月八日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県規則第五十八号

地方事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

地方事務所長事務委任等に関する規則（昭和二十八年五月鳥取県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。
第二条を次のように改める。

第二条 次に掲げる事項は、民生課関係第四号から第三十一号までの事項で東伯郡倉吉町に関するものを除き、当該地方事務所長に委任する。但し、民生課関係中第六十六号から第六十八号まで及び涉外課関係については、西部地方事務所長に限る。

目 次

◇規則 地方事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則
◇告示 国民健康保険法に基く条例変更の認可
保安施設地区予定地
肥料の生産登録有効期間の更新
労働組合法施行令に基く請求
健康保険法等に基く保険医の指定
保険医の異動

完全給食の実施
保安隊員の募集

◇選管告示 昭和二十五年十月十一日鳥取県選挙管理委員会告示第六十二号中改正

◇教委告示 臨時教育委員会の開催

◇叙任及び辞令 森教治外

◇正誤 昭和二十七年十月十七日鳥取県告示第四百八十三号中訂正

- 同条民生課関係に次の二十八号を加え第四号を第三十二号とし以下第十四号まで順次繰り下げる。
- 四 申請による保護の開始及び変更の措置に関すること(生活保護法二四)
- 五 職権による保護の開始及び変更の措置に関すること(同二五)
- 六 保護の停止及び廃止措置に関すること(同二六)
- 七 被保護者に対する生活の維持、向上の指導に関すること(同二七)
- 八 保護の決定並びに実施のために必要な調査及び検診に関すること(同二八)
- 九 生活扶助の方法の決定に関すること(同三〇、三一)
- 十 教育扶助の方法の決定に関すること(同三二)
- 十一 住宅扶助の方法の決定に関すること(同三三)
- 十二 医療扶助に関すること(但し、生活保護法により指定医療機関に支払う診療報酬の決定並びに支払事務を除く。)(同三四)
- 十三 出産扶助の方法の決定に関すること(同三五)
- 十四 生業扶助の方法の決定に関すること(同三六)
- 十五 葬祭扶助の方法の決定に関すること(同三七)
- 十六 保護施設被收容者の保護の変更、停止又は廃止の届出の受理に関すること(同四八の四)
- 十七 保護実施のため行う指示に違反する者の措置に関すること(同六一の三、四)
- 十八 保護に要した費用を返還させる措置に関すること(同六三)
- 十九 不服申立書の受理並びに知事進達措置に関すること(同六四の二)
- 二十 遺留金品の処分措置に関すること(同七六)
- 二十一 扶養義務者の負担すべき経費の徴收措置に関すること(同七七)
- 二十二 前渡した保護金品返還免除措置に関すること(同八〇)
- 二十三 被保護者の後見人選任の請求措置に関すること(同八一)
- 二十四 保護施設の指導に関すること(同四三)

- 二十五 保護施設の長の指導制限、禁止に関すること(同四八)
- 二十六 保護施設業務会計状況の報告に関すること(同四四)
- 二十七 身体障害者の診査及び更生相談に関すること(身障法一八)
- 二十八 身体障害者に対する補装具交付修理の決定に関すること(同二〇)
- 二十九 身体障害者に対する補装具交付に係る本人負担額の決定に関すること(同二二)
- 三十 身体障害者に対する公共施設に売店設置あつ旋に関すること(同二三)
- 三十一 戦傷病者戦没者遺族に対する補装具の交付及び修理決定に関すること(戦傷病者戦没者遺族等援護法二二)
- 同条民生課関係に第四十三号として次の一号を加え、第十五号を第四十四号とし以下順次繰り下げる。
- 四十三 身体障害児童に対し盲人安全つえ、補装具等の交付又は修理に関すること(児童福祉法二二の三)
- 同条経済課関係に第二号として次の一号を加え、第二号を第三号とし以下順次繰り下げる。
- 二 煙火の消費許可に関すること(火薬類取締法二五)
- 同条農地課関係中第一号を削り第二号を第一号とし以下順次繰り上げる。
- 同条農地課関係の次に涉外課関係として次のように加える。
- 涉外課関係
 - 一 駐留軍労務者宿舍の維持管理に関すること(調達規)
 - 二 駐留軍労務者宿舍管理人の監督に関すること(駐留軍労務者宿舍規則一〇)
 - 三 駐留軍労務者宿舍の運営に関すること(同三、五、六、一二、一三)
 - 四 駐留軍労務者の健康保険料(被保険者分)の徴收納付に関すること(健保法七七、七八、七九)
 - 五 駐留軍労務者の厚生年金保険料(被保険者分)の徴收納付に関すること(厚生年金保法六〇、六〇ノ二、

六〇ノ三、六一)

六 駐留軍労務者の失業保険料の徴收納付に關すること
 (失業保法三三、三四)

第三条中「但し、民生課關係中第一号から第三号までに
 ついては」を「但し、民生課關係中第一号から第三号ま
 で及び涉外課關係については」に改める。

同条民生課關係に第十三号として次の一号を加え、第十
 三号を第十四号とし以下順次繰り下げる。

十三 身体障害児童に対し盲人安全つえ、補装具等の交
 付又は修理に關すること(兒童福祉法二一の三)

同条經濟課關係に第二号として次の一号を加え、第二号
 を第三号とし以下順次繰り下げる。

二 煙火の消費許可に關すること(火薬類取締法二五)

同条農地課關係中第一号を削り、第二号を第一号とし以
 下順次繰り上げる。

同条農地課關係の次に涉外課關係として次のように加え
 る。

涉外課關係

一 駐留軍労務者の健康保険料(被保險者分)の徴收納
 付に關すること(健保法七七、七八、七九)

二 駐留軍労務者の厚生年金保険料(被保險者分)の徴
 收納付に關すること(厚生年金保法六〇、六〇ノ二、
 六〇ノ三、六一)

三 駐留軍労務者の失業保険料の徴收納付に關すること
 (失業保法三三、三四)

第四条農地課關係に第二号として次の一号を加え、第二
 号を第三号とし第三号を第四号とする。

二 競売、公売についての買受適格証明に關すること(農
 地法三三、三四)

同条農地課關係中「四 開拓適地(十町歩未満)の選定
 に關すること」を「五 開拓適地に關すること」に改め
 第五号を第六号とし、第六号の次に次の四号を加え第七
 号を第十一号とし第八号を第十二号とする。

七 代地の選定に關すること(農地法五九)

八 不用物件の收去に關すること(同五五)

九 土地配分計画(十町歩未満)の作成に關すること(

同六二)

十 未墾地の取得完済登記に關すること(不動産登記法
 土地台帳法)

第五条農地課關係に次の二号を加え「一 開拓適地(十
 町歩未満)の選定に關すること」を「三 開拓適地の選
 定に關すること」に改め、第二号を第四号とし第三号を
 削る。

一 農地又は採草放牧地区の使用収益を目的とする権利
 の移動許可に關すること。但し、農地法第七十八条に
 よつて農林大臣の管理する国有地及び農地を農地以外
 のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外の
 もの(農地を除く。)にするための権利の移動許可に
 關するものを除く(農地法三)

二 競売、公売についで買受適格証明に關すること(同
 三三、三四)

同条農地課關係に次の四号を加え、第四号を第九号とし
 第五号を第十号とする。

五 代地の選定に關すること(農地法五九)

六 不用物件の收去に關すること(同五五)

七 土地配分計画(十町歩未満)の作成に關すること(同
 六二)

八 未墾地の取得完済登記に關すること(不動産登記法
 土地台帳法)

附則

この規則は、公布の日から施行する。但し、民生課關係
 については昭和二十八年五月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第三百八十五号

国民健康保険を行つてゐる次の町に対し国民健康保険法
 (昭和十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項の規定
 に基く条例変更の認可があつた。

昭和二十八年九月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

一 国民健康保険を行つてゐる町 気高郡浜村町

一 認可年月日 昭和二十八年八月八日

鳥取県告示第三百八十六号

次の土地を保安施設地区指定予定地にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十条の規定により

次のとおり告示する。

昭和二十八年九月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

郡	一町村	大字	字	地番	全面積		指定の目的	指定期間
					町	町		
八頭	智頭	智頭	滝谷奥	二、四七二	町	二、三三〇	水源かん養のため	一箇年
山郷	中原	本谷上	ミ原	八七九ノ一	町	二、〇〇六	〃	〃
〃	〃	〃	〃	八七九ノ二	町	六、〇〇〇	〃	〃
〃	若桜	若荷谷	屋敷廻り上	三三三ノ内第一	町	八、九三三	なだれ防止のため	二箇年

一 立木の伐採を禁ずる。
 一 下草、土砂、石礫の採取を禁ずる。

施業要件
 水源かん養のため指定予定のもの
 一 植栽木に被害を与える立木の外伐採を禁ずる。
 一 植栽木の保護撫育に努めなければならぬ。
 なだれ防止のため指定予定のもの

鳥取県告示第三百八十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条の規定に基づき次のとおり肥料の生産登録有効期間を更新した。

昭和二十八年九月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

登録番号	肥料の名称	生産業者	住所	氏名	書替した年月日	書替事項（有効期間更新）
九〇	四、五 菜種油粕	八頭郡家町大字大坪五三四下私都村農業協同組合 組合長	山本 一三	二八、六、二五	昭和二十八年七月三十日	昭和三十一年七月三十日
一〇七	五、三	西伯郡幡郷村字大殿七九	野口 金一	〃 六、二二	〃	〃
一〇八	五、三	〃	五四三 吉川 英二	〃	〃	〃
一二四	五、三	気高郡鹿野町鹿野一、六二八	岡田やす子	〃 六、二五	〃	〃
一四二	五、三	岩美郡蒲生村大字蒲生一、一三〇	山本隆晃	〃 七、一〇	〃	〃
					〃 八、十四日	〃 八、十四日

鳥取県告示第三百八十九号

鳥取県地方労務委員会の次期委員を任命したので、労務組合及び使用者団体はそれぞれ労務者委員及び使用者委員の候補者を次の手続により推薦されるよう労務組合法施行令第二十一条の規定により請求する。

昭和二十八年九月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県地方労務委員会労務委員候補者推薦要領
 一 推薦する者の資格

(1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し労働組合法の規定に適合する労働組合

(2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し主として労働問題に関する事をその業務とするか、又は業務の主要な部分として労働問題を取扱う使用者団体

二 推薦される者の資格

特別の制限はないが委員に任命されるについて国家公務員法、地方公務員法、国会法等の兼職の制限乃至禁止規定及び労働組合法第十九条第八項の欠格規定の制限を受ける。

三 労働組合の立証手続

この推薦手続に参与する組合は労働組合法第五条第二項の規定によつて鳥取県地方労働委員会に証拠を提出して法の規定に適合する旨の立証を必要としますので、次の書類を同委員会に直接提出するか又は推薦書に添

附する。

(1) 労働組合資格審査申請書

(2) 組合規約、労働協約、その他立証に必要と思われる資料、尙かつて立証したところのあるものはその決定書の写も添附し現在立証のため労働委員会に手続中のものはその旨連絡のこと。

四 推薦する候補者の数

別段制限はないが、おおむね六人程度

五 推薦期限

昭和二十八年九月二十日まで

六 推薦方法

左記様式による推薦書に必要事項を記入し最寄の労政事務所を経由して鳥取県経済部労政課に提出する。

(推薦様式)

年 月 日

所在地

使用者団体又は労働組合の名称

鳥取県知事 氏 名 殿

推 薦 書

労働組合法施行令第二十一条の規定によつて鳥取県地方労働委員会の使用人(労働者)委員候補者として左の者を推薦します。

氏名	生年月日	(使用者)所属会社 (労働者)所属組合 名及び地位	(労働者)所属職場名 及び地位	経歴	備考
----	------	---------------------------------	--------------------	----	----

註 経歴は學歷、職歴、組合歴等詳細記入のこと。

労働組合資格審査申請書

年 月 日

所在地

労働組合名

代表者名

鳥取県地方労働委員会

会 長 氏 名 殿

鳥取県地方労働委員会労働委員候補者の推薦手続に参加したいので労働組合法第五条第一項の規定により資格審査をお願いします。

鳥取県告示第三百九十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に基く保険医を次のように指定した。

昭和二十八年九月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

診療科名

名 称

住 所

所

氏 名

指定年月日

外科

鳥取赤十字病院 鳥取市西町一番地

重永正之 昭和二十八年七月十日

産、婦人科	中會産婦人科医院	米子市灘町二ノ二〇九	中會 栄 吾	八月八日
内、小兒、肛、外、皮科	河崎医院	河崎町一ノ一四五	後藤 吉 勇	八月十八日
齒科	松本齒科医院	東伯郡倉吉町新町	木本 正 徳	"
"	林齒科医院	鳥取市片原二ノ三四	宮 坂 興四郎	"
耳鼻咽喉科	鳥取赤十字病院	西町一番地	安 田 稔	八月二十四日

鳥取県告示第三百九十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十一号）に基く保険医に次のよう

な異動があつた。
昭和二十八年九月八日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

診療科名	名	称	診療所	所在地	異動事由	氏名	異動年月日
------	---	---	-----	-----	------	----	-------

全科 鳥取県立中央病院 鳥取市吉方二六五 鳥取市東町一三七 住所変更 院長 昭和二十八年七月二日

内、小兒科 五島医院 京都市伏見区柿木 気高郡鹿野町鹿野 " 五島 和之 " 八月十一日 浜町四二七

鳥取県告示第三百九十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法

（昭和十四年法律第七十三号）に基く完全給食の実施を次のとおり承認した。

昭和二十八年九月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

施設名 所在地

対象

承認年月日

承認番号

町立浦富病院 岩美郡浦富町浦富六四五

施設全部

昭和二十八年九月一日

食第十五号

一 募集期間 昭和二十八年九月十五日から

同 昭和二十八年九月十五日から

一 募集年令 昭和三年九月二日から

同 昭和三年九月二日から

（昭和二十八年九月一日現在十八才以上二十五才未満）に生れた男子

鳥取県告示第三百九十三号
保安隊員（保安官）補充のため募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり定める。

昭和二十八年九月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

試験期日

試験場

担当

区域

昭和二十八年十月二十六日 鳥取

鳥取市東町一九四久松小学校

鳥取市、岩美郡、八頭郡、気高郡

十月二十八日 倉吉

東伯郡倉吉町仲之町三、四四五ノ一 倉吉東中学校

東伯郡

十月二十九日 米子

米子市兩三柳 保安隊米子駐屯部隊

米子市、西伯郡、日野郡

三十日

なお志願者の数により受験者の試験場を変更することがある。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十七号

昭和二十五年十月十一日鳥取県選挙管理委員会告示第六十二号(市の区域の開票区設定について)中鳥取市の開票区を次のとおり変更する。

昭和二十八年九月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根 政 幸

一 市 名 鳥取市

一 開票区数 九

一 開票区名及区域

第一開票区 第一、第三、第十一、第十六投票区

第二開票区 第二、第十四、第十五、第十九、第二十三、第三十一投票区

第三開票区 第四、第五、第十二、第二十五投票区

第四開票区 第六、第七、第十三、第十七、第十八投票区

第五開票区 第八、第九、第十、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四投票区

第六開票区 第二十六、第二十七、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九投票区

第七開票区 第二十八、第二十九、第三十、第四十、第四十一、第四十二投票区

第八開票区 第五十二、第五十三、第五十四、第五十五投票区

第九開票区 第三十二、第三十三、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一投票区

第九開票区

第九開票区

第九開票区

第九開票区

第九開票区

第九開票区

第九開票区

第九開票区

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十八号

臨時教育委員会を次のとおり開催する。

昭和二十八年九月八日

鳥取県教育委員会委員長 伊佐田 甚 藏

一 日時 九月十四日午後二時

二 場所 教育委員会々議室

三 議題 教職員退職について

その他

叙任及び辞令

鳥取県教育委員会事務局職員 森 教 治

願により本職を免する。

昭和二十八年八月三十一日

鳥取県教育委員会

山瀬 一 郎

鳥取県教育委員会事務局職員に任命する。

主事に補する。

六級六号給を給する。

学事課勤務を命ずる。

昭和二十八年九月一日

鳥取県教育委員会

正 誤

昭和二十七年十月十七日鳥取県告示第四百八十三号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁 段 行 課 正

二 下 一 一 第二百五十九号 第二百二十八号

